

地方独立行政法人山口県産業技術センター
が取り扱う個人情報の保護に関する規程

令和5年4月1日
規程第40号

(目的)

- 第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山口県条例第40号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県産業技術センターが取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定める。
- 2 この規程に定めのない事項については、法及び条例の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において使用する用語は、法及び条例の例による。

(手数料)

- 第3条 法第89条第7項の規定により納付しなければならない手数料の額は、山口県使用料手数料条例（昭和31年3月山口県条例第1号）の例による。
- なお、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を負担して、保有個人情報が記録されている文書の写しを求めることができる。

(口頭による提供の申出)

- 第4条 別表に掲げる個人情報について、本人から口頭による提供の申出があったときは、閲覧に供する方法又は口頭若しくは書面により伝達する方法により当該提供の申出に係る個人情報を提供するものとする。
- 2 法第77条第2項の規定は、前項の規定による提供の申出をしようとする者について準用する。

(その他)

- 第5条 この規則に定めるもののほか、山口県産業技術センターが取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県規則第二十五号）の規定の例による。

附 則（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方独立行政法人山口県産業技術センターが取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成21年制定）は、廃止する。

別表

口頭による提供の申出を することができる個人情報	申出の期間	申出の場所
山口県産業技術センター職員 採用試験の成績	合格発表の日から1年間	山口県産業技術センター